

環境森林部所管工事共通仕様書 新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">環境森林部所管工事の留意事項</p> <p>第1節～第4節 【略】</p> <p>第5節 工事材料使用願の提出について <u>工事材料の品質及び検査については、県土整備部「土木工事共通仕様書」第2編第1章第2節の規定によるもの</u> <u>他、工事における工事目的物にかかる工事材料（任意仮設を除く。）については、県産品の優先使用に努めること</u> <u>とし、「工事材料使用願」（別添様式）と品質規格証明書等を工事の着手までに監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>【新設】 （特記仕様書から共通仕様書へ移動）</p> <p>【新設】 （特記仕様書から共通仕様書へ移動）</p> <p>【新設】 （特記仕様書から共通仕様書へ移動）</p> <p>【新設】 （特記仕様書から共通仕様書へ移動）</p> <p>【新設】 （特記仕様書から共通仕様書へ移動）</p>	<p style="text-align: center;">環境森林部所管工事の留意事項</p> <p>第1節～第4節 【略】</p> <p>【第22節に移動】</p> <p>第5節 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保 <u>受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。</u></p> <p>第6節 法定外の労災保険の付保 <u>受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p>第7節 建設業退職金共済制度の履行 <u>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1か月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。</u> <u>また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。</u></p> <p>第8節 共同企業体の施工体制</p> <p><u>1 工事を請け負う共同企業体は、各構成員の役割分担を明確にするため、共同企業体編成表及び現場職員編成表を作成し、施工計画書の現場組織表の次に添付すること。</u> <u>共同企業体編成表とは、共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等が記載されたものとする。</u> <u>現場職員編成表とは、次のことが記載されたものをいうものとする。</u></p> <p>(1) 各構成員の業務分担 (2) 各構成員の監理技術者又は主任技術者の業務分担 (3) 各構成員が監理技術者等以外に作業主任を置く場合の工事内容及び氏名 <u>工事内容は、積算体系のレベル3までとし、各構成員において、施工を区分しない場合は、監理技術者等以外に作業主任者を置く工種について、作業主任者が行う工事内容と氏名を記載するものとする。</u></p> <p><u>2 現場職員の配置に当たっては次の事項に配慮すること。</u></p> <p>(1) 工事の規模、内容及び出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。 (2) 配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢及び資格等を勘案して決定すること。 (3) 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。 (4) 各構成員の有する技術が最大限発揮されるように配慮すること。</p> <p>第9節 担当技術者の配置</p> <p><u>1 担当技術者とは、主任（監理）技術者の下で工程管理、品質管理その他の技術上の監理や指導監督を補佐し、当該工事に専任する技術者をいう。</u> <u>2 担当技術者は、配置される日の前日時点において、受注者と直接的な雇用関係を有する者であり、施工計画書の現場組織表及び施工体制台帳に記載すること。</u> <u>3 1工事で登録できる技術者は2名を上限とする。なお、特定JV工事においては、構成員ごとに2名まで登録できる。</u></p>

旧	新										
<p>【新設】 (特記仕様書から共通仕様書へ移動)</p> <p>第6節 設計変更ガイドライン等の適用 【略】</p>	<p>第10節 現場環境改善費 (施設災害復旧事業は対象外)</p> <p>1 周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。</p> <p>2 実施する内容については、[別表-1]の各計上費目(仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容とする。</p> <p>3 実施する5つの内容を、施工計画書に明示した上で、現場の状況を勘案し、工事着手前に工事打合簿により、詳細な内容、実施時期について、実施の可否を含め受発注者間協議を行うものとする。</p> <p>4 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を5つの内容ごとに提出するものとする。</p> <p>[別表-1]</p> <table border="1" data-bbox="1578 562 2543 1289"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容(率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化、花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む。) 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連施設及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板を含む。) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施を含む。) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む。) 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table> <p>第11節 快適トイレの設置 設置に当たっては、「環境森林部の建設現場における快適トイレ設置要領(令和3年9月17日環境森林部自然環境課定め)」に基づき行う。</p> <p>第12節 設計変更ガイドライン等の適用 【略】</p>	計上費目	実施する内容(率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化、花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む。) 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連施設及び厚生施設の充実等	地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板を含む。) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施を含む。) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む。) 9. 社会貢献
計上費目	実施する内容(率計上分)										
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化、花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減										
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策										
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む。) 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連施設及び厚生施設の充実等										
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板を含む。) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施を含む。) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む。) 9. 社会貢献										

旧	新									
<p>【新設】 (特記仕様書から共通仕様書へ移動)</p> <p>第7節 現場点検強化の実施 【略】</p> <p>【新設】 (特記仕様書から共通仕様書へ移動)</p> <p>第8節 工事のデジタル写真の小黑板情報電子化について 【略】</p> <p>【新設】 (特記仕様書から共通仕様書へ移動)</p> <p>【新設】 (特記仕様書から共通仕様書へ移動)</p> <p>第9節 環境対策（舗装切断時に発生する濁水処理） 【略】</p> <p>【新設】 (特記仕様書から共通仕様書へ移動)</p>	<p>第13節 地区外等からの建設資材調達に係る設計変更 <u>工事の建設資材について、災害により、建設資材調達に道路を迂回せざるを得ない場合、又は、建設資材の供給不足が生じ地区外から建設資材を調達せざるを得ない場合には、工事現場に建設資材等を搬入する前に、事前に監督員と協議する。</u> <u>また、購入費（現場着単価）及び輸送費について、建設資材変更数量調書（任意様式）及び取引価格が証明できる資料を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。</u> <u>発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置を行う場合がある。</u></p> <p>本運用の対象となる建設資材は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1587 546 2487 819"> <thead> <tr> <th>対象建設資材</th> <th>設計変更の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生コンクリート</td> <td rowspan="4">購入費（現場着単価）</td> </tr> <tr> <td>アスファルト合材</td> </tr> <tr> <td>モルタル、砂、吹付用砂、粗骨材、割栗石、割詰石、クラッシャーラン、再生クラッシャーラン、粒度調整碎石、舗装用碎石、シラス、捨石、中詰用砂</td> </tr> <tr> <td>積ブロック</td> </tr> <tr> <td>仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）</td> <td>輸送費</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地区とは、土木工事設計材料単価表及び土地改良工事設計材料単価表に示す36地区をいう</p> <p>第14節 現場点検強化の実施 【略】</p> <p>第15節 工事書類の簡素化 <u>1 簡素化は、「工事書類簡素化要領」及び「工事書類簡素化ガイドライン」に基づき実施するものとする。</u> <u>2 工事書類簡素化要領に定めのない事項は、監督員と協議するものとする。</u></p> <p>第16節 工事のデジタル写真の小黑板情報電子化 【略】</p> <p>第17節 記録媒体による電子データの提出 <u>受注者は、提出書類を記録媒体（CD等）により電子データで提出する場合には、事前にウイルスチェックを行うこと。</u> <u>ウイルスチェックソフトは、最新のウイルスも検出できるように常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。</u> <u>なお、USBメモリでの提出は原則不可とする。</u></p> <p>第18節 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書） <u>再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、監督員に提出しなければならない。これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。</u> <u>また、法令等に基づき再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。</u> <u>なお、建設副産物の発生及び建設資材の利用がない場合は、工事概要のみを記載した計画書（実施書）を作成、提出するものとする。</u></p> <p>第19節 環境対策（舗装切断時に発生する濁水処理） 【略】</p> <p>第20節 産業廃棄物の処理に係る税 <u>工事により発生する建設廃棄物のうち、宮崎県内の焼却施設及び最終処分場に搬入する建設廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税が課税されるので適正に処理すること。</u></p>	対象建設資材	設計変更の対象	生コンクリート	購入費（現場着単価）	アスファルト合材	モルタル、砂、吹付用砂、粗骨材、割栗石、割詰石、クラッシャーラン、再生クラッシャーラン、粒度調整碎石、舗装用碎石、シラス、捨石、中詰用砂	積ブロック	仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）	輸送費
対象建設資材	設計変更の対象									
生コンクリート	購入費（現場着単価）									
アスファルト合材										
モルタル、砂、吹付用砂、粗骨材、割栗石、割詰石、クラッシャーラン、再生クラッシャーラン、粒度調整碎石、舗装用碎石、シラス、捨石、中詰用砂										
積ブロック										
仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）	輸送費									

旧	新
<p>【新設】 (特記仕様書から共通仕様書へ移動)</p> <p>【第5節から移動】</p> <p>第10節 土木工事材料(木材) 【略】</p> <p>第11節 土木工事材料(緑化資材) 【略】</p> <p>第12節 土石流が発生するおそれがある工事 【略】</p> <p>第13節 根株・末木枝条の処理 【略】</p> <p>第14節 再生骨材 【略】</p> <p>第15節 再生加熱アスファルト混合物 【略】</p> <p>第16節 チェーンソーに使用するチェーンオイルの仕様 【略】</p> <p>第17節 植生吹付工の取扱い 【略】</p>	<p>第21節 工事材料の使用 <u>工事の設計図書にて品質規格を明示している工事目的物にかかる材料については、設計図書にて製品名を指定材料として明示しているものを除いて、すべて同等品以上のものを使用できるものとする。</u> <u>なお、図面内に製品の形状・寸法等の詳細図が示されており、製品メーカーを特定できる場合においても、あくまで参考図扱いとし、製品メーカーを指定するものではない。</u></p> <p>第22節 工事材料使用願の提出 <u>工事材料の品質及び検査については、県土整備部「土木工事共通仕様書」第2編第1章第2節の規定によるものの他、工事における工事目的物にかかる工事材料(任意仮設を除く。)については、県産品の優先使用に努めることとし、「工事材料使用願」(別添様式)と品質規格証明書等を工事の着手までに監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>第23節 土木工事材料(木材) 【略】</p> <p>第24節 土木工事材料(緑化資材) 【略】</p> <p>第25節 土石流が発生するおそれがある工事 【略】</p> <p>第26節 根株・末木枝条の処理 【略】</p> <p>第27節 再生骨材 【略】</p> <p>第28節 再生加熱アスファルト混合物 【略】</p> <p>第29節 チェーンソーに使用するチェーンオイルの仕様 【略】</p> <p>第30節 植生吹付工の取扱い 【略】</p>

環境森林部所管工事共通仕様書 新旧対照表

旧	新
<p>第11編 治山編</p> <p>第1章 山腹基礎工及び落石防護工 第1節～第8節 【略】</p> <p>第9節 銘板工 受注者は、銘板の設置について、第11編第3章第13節銘板設置工の規定によるものとし、工事箇所你最下端におけるコンクリート構造物、進入路から最も近いコンクリート構造物等に設置しなければならない。</p> <p>第2章 山腹緑化工 【略】</p> <p>第3章 溪間工 第1節～第3節 【略】</p> <p>第4節 治山ダム工（コンクリート） 3-4-1、3-4-2 【略】 3-4-3 施工 1～4 【略】 5 打継目を設ける場合の注意 受注者は、第3編1-1-12工事中の安全確保において「土石流が発生するおそれがある」場所に設置する治山ダム工の打継目又はやむを得ず剪断力が大きい位置に打継目を設ける場合には、以下により打継目にほぞ又は鉄筋を用いて、これを補強しなければならない。 (1)、(2) 【略】</p> <p>鉄筋の形状（図3-3） 【略】</p>	<p>第11編 治山編</p> <p>第1章 山腹基礎工及び落石防護工 第1節～第8節 【略】</p> <p>第9節 銘板工 受注者は、銘板の設置について、第11編第3章第12節銘板設置工の規定によるものとし、工事箇所你最下端におけるコンクリート構造物、進入路から最も近いコンクリート構造物等に設置しなければならない。</p> <p>第2章 山腹緑化工 【略】</p> <p>第3章 溪間工 第1節～第3節 【略】</p> <p>第4節 治山ダム工（コンクリート） 3-4-1、3-4-2 【略】 3-4-3 施工 1～4 【略】 5 打継目を設ける場合の注意 受注者は、以下により打継目にほぞ又は鉄筋を用いて、これを補強しなければならない。</p> <p>(1)、(2) 【略】</p> <p>鉄筋の形状（図3-3） 【略】</p>
<p>配置平面図</p> <p>配置側面図</p> <p>(図3-4)</p>	<p>配置平面図</p> <p>配置側面図</p> <p>(図3-4)</p> <p style="color: red;">(配置平面図の型枠からの距離「10cm以上」を削除)</p>
<p>3-4-4、3-4-5 【略】</p> <p>第5節～第12節 【略】</p>	<p>3-4-4、3-4-5 【略】</p> <p>第5節～第12節 【略】</p>

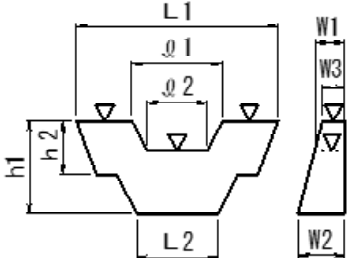
環境森林部所管工事共通仕様書 新旧対照表

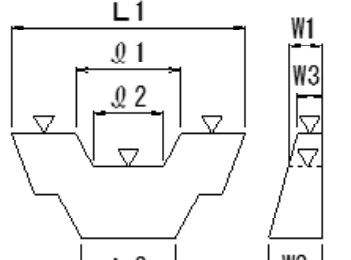
旧	新
<p style="text-align: center;">第 1 1 編 治山編</p> <p>第 4 章 地すべり防止工 第 1 節～第 14 節 【略】</p> <p>第 15 節 銘板工 銘板の設置について、第 11 編第 3 章第 13 節銘板設置工の規定による。</p> <p>第 5 章 【略】</p> <p>第 6 章 海岸工事 第 1 節～第 9 節 【略】</p> <p>第 10 節 銘板工 銘板の設置については、第 11 編第 3 章第 13 節銘板設置工の規定によるものとし、当該年度の起点におけるコンクリート構造物等の天端に設置しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 編 治山編</p> <p>第 4 章 地すべり防止工 第 1 節～第 14 節 【略】</p> <p>第 15 節 銘板工 銘板の設置について、第 11 編第 3 章第 12 節銘板設置工の規定による。</p> <p>第 5 章 【略】</p> <p>第 6 章 海岸工事 第 1 節～第 9 節 【略】</p> <p>第 10 節 銘板工 銘板の設置については、第 11 編第 3 章第 12 節銘板設置工の規定によるものとし、当該年度の起点におけるコンクリート構造物等の天端に設置しなければならない。</p>

環境森林部所管工事施工管理基準 新旧対照表

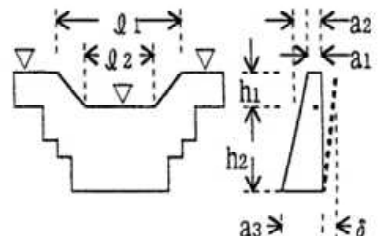
旧				新				
環境森林部所管工事出来形管理基準 環境森林部所管工事の留意事項				環境森林部所管工事出来形管理基準 環境森林部所管工事の留意事項				
第1節 【略】				第1節 【略】				
【第1編 共通編】 【略】				【第1編 共通編】 【略】				
【第11編 治山編】 第1章、第2章 【略】				【第11編 治山編】 第1章、第2章 【略】				
第3章 溪間工				第3章 溪間工				
第5節 コンクリートダム	3-5	1	コンクリートダム	3-4	1	コンクリートダム	堰堤工	
							谷止工	
							床固工	
							帯工	
							垂直壁	
							副堤	
		2	側壁工		2	側壁工	コンクリート	
							コンクリートブロック	
							ふとんかご	
		3	水叩工		3	水叩工	コンクリート	
第6節 鋼製ダム	3-6	1	鋼製ダム工	3-5	1	鋼製ダム工	不透水型	
		2	鋼製ダム工			2	鋼製ダム工	透過型
		3	鋼製側壁工			3	鋼製側壁工	
第7節 木製ダム	3-7-1		木製ダム	3-6-1		木製ダム		
	3-7-2		校倉式木製ダム			3-6-2		校倉式木製ダム
第8節 護岸工	3-8-2	1	基礎工	3-7-2	1	基礎工		
		2	捨石工			2	捨石工	
		3	場所打コンクリート			3	場所打コンクリート	
		4	根固コンクリートブロック工			4	根固コンクリートブロック工	
第9節 水制工	3-9		水制工	3-8		水制工		
第10節 流路工	3-10-2		コンクリート三面張流路工	3-9-2		コンクリート三面張流路工		
	3-10-3		鉄筋コンクリート流路工	3-9-3		鉄筋コンクリート流路工		
	3-10-4		コンクリートブロック流路工	3-9-4		コンクリートブロック流路工		
	3-10-5		木製流路工	3-9-5		木製流路工		
					3-10-1		鉄線じゃかご工	
第11節 かご工	3-11-1		鉄線じゃかご工	3-10-2		ふとんかご工		
	3-11-2		ふとんかご工					
第4章～第6章 【略】				第4章～第6章 【略】				
【第12編 林道編】 【略】				【第12編 林道編】 【略】				
【第13編 自然公園編】 【略】				【第13編 自然公園編】 【略】				

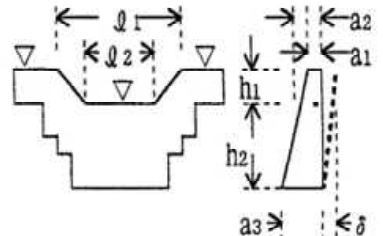
環境森林部所管工事出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
旧	③	4		1	治山ダム工(コンクリート) (堰堤工) (谷止工) (床固工) (帯工) (垂直壁) (副堤)	基準高	▽	±30	1 構造図の寸法表示箇所 2 基準高は、堤体の中心線上とする。 3 幅、長さは各打設ロットごと、設計幅及び設計長さはロット高に対応させ得るものとする。			
						放水路	天端	w1				-30
							袖天端	w3				-30
						堤幅	w2	-30				
						堤長	L1、L2	-100				
						放水路	上長	Q1				±50
							下長	Q2				±50

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
新	③	4		1	治山ダム工(コンクリート) (堰堤工) (谷止工) (床固工) (帯工) (垂直壁) (副堤)	基準高	▽	±30	1 構造図の寸法表示箇所 2 基準高は、堤体の中心線上とする。 3 幅、長さは各打設ロットごと、設計幅及び設計長さはロット高に対応させ得るものとする。			
						放水路	天端	w1				-30
							袖天端	w3				-30
						堤幅	w2	-30				
						堤長	L1、L2	-100				
						放水路	上長	Q1				±50
							下長	Q2				±50

(「h1」「h2」の削除)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
旧	③	5		1	治山ダム(鋼製) (不透過型)	基準高	▽	±50	構造図の寸法表示箇所			
						水通し部	長さ	Q				±100
							幅	w1、w2				±50
						袖部	袖高	▽				±50
							幅	w2				±50
						下流側倒れ	δ	±0.02H				

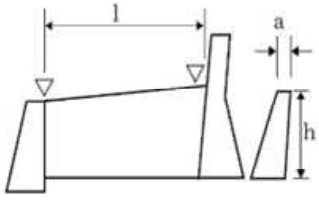
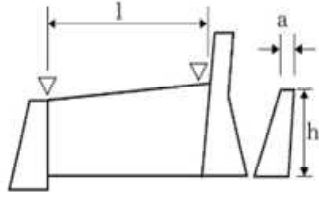
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
新	③	5		1	治山ダム(鋼製) (不透過型)	基準高	▽	±50	構造図の寸法表示箇所			
						水通し部	長さ	Q				±100
							幅	w1、w2				±50
						下流側倒れ	δ	±0.02h				
							袖部	袖高				▽
						幅	w2	±50				
						下流側倒れ	δ	±0.02h				

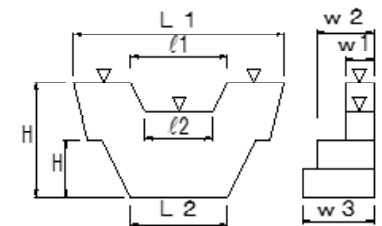
環境森林部所管工事出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

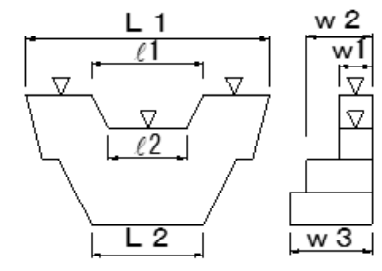
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
旧	③	5		2	治山ダム(鋼製) (透過型)	堤長	L	格子形	±50	構造図の寸法表示箇所		
							Q	格子形・B型	±10			
						堤幅	W	格子形	±50			
							w	格子形・A型・B型	±10			
						高さ	H	h(m)A	±5			
新	③	5		2	治山ダム(鋼製) (透過型)	堤長	L	格子形	±50	構造図の寸法表示箇所		
							Q	格子形・B型	±10			
						堤幅	W	格子形	±50			
							w	格子形・A型・B型	±10			
						高さ	H		±5			

(高さ「h(m)A」を削除)

環境森林部所管工事出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
旧	3	5		3	鋼製側壁工	基準高	▽	±50	構造図の寸法表示箇所			
						幅	w1、w2	±50				
						高さ	h < 3m	h				-50
							h ≥ 3m	h				-100
						長さ	L	±100				
						下流側倒れ	△	±0.02H				
新	3	5		3	鋼製側壁工	基準高	▽	±50	構造図の寸法表示箇所			
						幅	w1、w2	±50				
						高さ	h < 3m	h				-50
							h ≥ 3m	h				-100
						長さ	L	±100				
						下流側倒れ	△	±0.02h				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
旧	3	6	2		治山ダム(校倉式木製)	基準高	▽	±100	1 構造図の寸法表示箇所 2 基準高は、堤体の中心線上とする。		
						幅	w1、w2、w3	-50			
						延長	L	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
新	3	6	2		治山ダム(校倉式木製)	基準高	▽	±100	1 構造図の寸法表示箇所 2 基準高は、堤体の中心線上とする。		
						幅	w1、w2、w3	-50			
						延長	L	-100			

(「H」の削除)

環境森林部所管工事写真管理基準 新旧対照表

旧										新												
環境森林部所管工事写真管理基準 環境森林部所管工事の留意事項										環境森林部所管工事写真管理基準 環境森林部所管工事の留意事項												
第1節 【略】										第1節 【略】												
品質管理写真撮影箇所一覧表 【略】										品質管理写真撮影箇所一覧表 【略】												
出来型管理写真撮影一覧表 【表 略】										出来形管理写真撮影一覧表 【表 略】												
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		備考		編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		備考				
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]					
1	2	3	2		掘削工 盛土工 (道路土工を除く)	幅、高さ(深さ)、 法長、 <u>法勾配</u> 、延長	各測点又は延長40mごとに1回、かつ 最低2回 [施工後]			1	2	3	2		掘削工 盛土工 (道路土工を除く)	幅、高さ(深さ)、 法長、延長	各測点又は延長40mごとに1回、かつ 最低2回 [施工後]					
			3	土質等の判別状況		地質が変わるごとに1回 [掘削(切土)中]							3	土質等の判別状況		地質が変わるごとに1回 [掘削(切土)中]						
				巻出し厚状況		各測点又は延長40mごとに1回、かつ 最低2回 [巻出し時]										巻出し厚状況	各測点又は延長40mごとに1回、かつ 最低2回 [巻出し時]					
				締固め状況		転圧機械又は地質が変わるごとに1 回 [締固め時]										締固め状況	転圧機械又は地質が変わるごとに1 回 [締固め時]					
1	2	3	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工 法)	厚さ、控え長さ	各測点又は延長40mごとに1回、かつ 最低2回 [施工後]			1	2	3	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工 法)	厚さ、控え長さ	各測点又は延長40mごとに1回、かつ 最低2回 [施工後]					
				残土処理工		幅、高さ(深さ)、 法長、 <u>法勾配</u> 、 延長	1 施工箇所につき1回 [施工後]										幅、高さ(深さ)、 法長、延長	1 施工箇所につき1回 [施工後]				
			7		残土処理工	幅、高さ(深さ)、 法長、 <u>法勾配</u> 、 延長	1 施工箇所につき1回 [施工後]								残土処理工	幅、高さ(深さ)、 法長、延長	1 施工箇所につき1回 [施工後]					
					残土処理工	幅、高さ(深さ)、 法長、 <u>法勾配</u> 、 延長	ステップ間で最低2箇所 [締固め時]								残土処理工	幅、高さ(深さ)、 法長、延長	ステップ間で最低2箇所 [締固め時]					
1	2	4	2		掘削工(横断) 盛土工(横断)	幅、高さ(深さ)、 法長、 <u>法勾配</u> 、 延長	延長80mにつき(出来形管理箇所を含 む)に1回、かつ最低2回 ただし、その他測点については検測 状況写真は必要ないが、全体状況が わかる写真を撮影する。 [施工後]			1	2	4	2		掘削工(横断) 盛土工(横断)	幅、高さ(深さ)、 法長、延長	延長80mにつき(出来形管理箇所を含 む)に1回、かつ最低2回 ただし、その他測点については検測 状況写真は必要ないが、全体状況が わかる写真を撮影する。 [施工後]					
			3	土質等の判別状況		地質が変わるごとに1回 [掘削(切土)中]										土質等の判別状況	地質が変わるごとに1回 [掘削(切土)中]					
			4	巻出し厚状況		各測点又は延長40mごとに1回、かつ 最低2回 [巻出し時]										巻出し厚状況	各測点又は延長40mごとに1回、かつ 最低2回 [巻出し時]					
				締固め状況		転圧機械又は地質が変わるごとに1 回 [締固め時]										締固め状況	転圧機械又は地質が変わるごとに1 回 [締固め時]					

環境森林部所管工事写真管理基準 新旧対照表

旧										新																	
【第3編 土木工事共通編】 【略】										【【第3編 土木工事共通編】】 【略】																	
【第11編 治山編】										【第11編 治山編】																	
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		備考		編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		備考									
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]										
11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	3 土留工	8		校倉式木製土留工	幅	出来形管理箇所ごとに1回 [施工中・後]			11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	3 土留工	8		校倉式木製土留工	幅	出来形管理箇所ごとに1回 [施工中・後]			11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	3 土留工	8		校倉式木製土留工	高さ、延長	出来形管理箇所ごとに1回 [埋戻し前]
						高さ、延長	出来形管理箇所ごとに1回 [埋戻し前]									高さ、延長	出来形管理箇所ごとに1回 [埋戻し前]										
						土質等の判別	地質が変わるごとに1回 [掘削(切土)中]									土質等の判別	地質が変わるごとに1回 [掘削(切土)中]										
11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	5 水路工	3		張芝水路工	深さ、幅、延長	1施工箇所1回 [施工後]			11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	5 水路工	3		張芝水路工	深さ、幅、延長	1施工箇所1回 [施工後]			11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	5 水路工	3		張芝水路工		
11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	6 暗渠工	2		礫暗渠工	幅、高さ、延長	出来形管理箇所ごとに1回 [施工中]			11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	6 暗渠工	2		礫暗渠工	幅、高さ、延長	出来形管理箇所ごとに1回 [施工中]			11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	6 暗渠工	2		礫暗渠工		
11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	6 暗渠工	4		集水管暗渠工	延長	出来形管理箇所ごとに1回 [施工中]			11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	6 暗渠工	4		集水管暗渠工	延長	出来形管理箇所ごとに1回 [施工中]			11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	6 暗渠工	4		集水管暗渠工		
11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	6 暗渠工	5		ボーリング暗渠工	配置誤差、掘削深、せん孔方向	出来形管理箇所ごとに1回 [施工後]			11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	6 暗渠工	5		ボーリング暗渠工	配置誤差、掘削深、せん孔方向	出来形管理箇所ごとに1回 [施工後]			11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	6 暗渠工	5		ボーリング暗渠工		